

廃棄物減量等推進審議会第2回会議結果概要

日 時	令和7年6月2日（月） 10時30分～11時50分
場 所	箱根町役場分庁舎4階 第7会議室
出席者	委員：小林委員(会長)、武藤委員(副会長)、藤原委員、齊藤委員、太田委員、田村委員、勝俣委員 町側：環境整備部長、環境課長、環境課副長、環境課環境政策係長、環境課主任主事
議 題	(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について (2) その他
資 料	【資料1】事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について 【資料2-1】意見等の内容と結果 【資料2-2】ごみ処理経費及びごみ処理原価に占める入湯税充当額 【資料3-1】ごみ処理原価（令和8年度以降追加） 【資料3-2】年度別減価償却費一覧 【参考資料】委員名簿

1 開会

環境課長の進行により進められた。

2 第1回会議後の追加質問に対する回答について

資料2-1、2-2、3-1、3-2について事務局より説明後、質疑応答を行った。

【説明の要旨】

- ・ 公開する議事要旨については発言者の氏名を公開することになったが、特に地元代表の委員の発言に制限がかかってしまう可能性があるため、氏名の表記について見直してはいかがかという意見については、第1回会議においてすでに審議済みであることから、発言者の氏名は公開することとさせていただきたい。
- ・ 「入湯税」がどのようにごみ処理原価に影響しているのか、図表等で明確に記すことが望ましいとの意見については、【資料2-2】を示し説明した。
- ・ 特定料金には処理費用に運搬費用相当の15円が加算されるとされており、今後、広域化するとこの部分も改定が必要になるかという質問については、特定料金における運搬費用相当の15円は町内で回収したごみを環境センターへ運搬する場合の金額であり、広域化後もその内容は変わらないため当該金額は据え置きと考えている。

- ・ 手数料改定に伴う激変緩和措置の有無についてという質問については、町としては激変緩和措置の適用は想定していないが、審議会において激変緩和措置が必要と判断された場合は、その旨答申いただく。
- ・ 手数料の改定案は直近の実績で算出されており、新しい手数料が適用される際には湯河原美化センターで処理することとなるため、広域化後に係る処理費用を加味しても妥当な金額であるかどうかについて、可能な範囲で示していただきたいという意見について、【資料 3-1】【資料 3-2】を示し説明した。

【 質疑応答 】

(田村委員)

広域化が始まった後は施設の整備が発生しないと考えると、入湯税はしばらくごみ処理の経費には充当されないのか？

(環境課主任主事)

令和 7 年度と 8 年度で中継施設化工事を実施するため 33 億円ほどの工事費がかかってくるが、それを 2 ヶ年だけに計上すると、その年だけ非常に大きな金額がかかってしまうため、それを減価償却という形で 15 年間経費を均等に振り分けられ、そこに入湯税が充当される。

(藤原委員)

中継施設は建設費とランニングコストがあるが、維持補修費は設備費とみなされ入湯税は充当されるのか？維持管理費の中には用役関係だけではなく、設備改修もあるがこれは設備費として認められるのではないのか？

(環境課主任主事)

それなりの規模の設備改修であれば充当対象となる。

3 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について審議

(1) 手数料改定の要否について

以下の審議を経て、手数料の改定は必要と判断されたもの。

【 審議内容 】

(藤原委員)

資料 3-1 を見ると現在の手数料 18 円は、令和元年度から 4 年度の平均ごみ処理原価 49.6 円の約 36% でしかない。そもそも事業系一般廃棄物は事業者が適正処理を行う責任を有しているため、その処理原価相当の料金を徴収することが望ましいというところで、現時点での 18 円というのは少し安い。手数料の改定は必要と考える。

(小林会長)

別の市でも廃棄物減量等推進審議会委員をしており、関東圏の一般廃棄物処理手数料についていろいろと資料を見ているが、やはり現状の 18 円という金額はかなり安い。東京都だと平均して 40 円、千葉県はばらつきがあり平均すると 20 円強、県内では最近、鎌倉市が 40 円まで上げている。近隣自治体も改定を検討しているということで、広域化への考慮、それに廃棄物の越境というところも考えると、やはり手数料の改定というのは必要と考える。

(太田委員)

改定が必要なことは理解するが、近隣と比較するよりも箱根と同等の観光地と比較すべきでは？観光地だと似通った税金の使われ方がされていることが多いと思う。

(太田委員)

新税がどうしても頭の片隅にあって、新税の使われ方、入湯税の増額なのか観光税、宿泊税いろいろ検討されている中で、その辺も鑑みると慎重になってしまう気持ちが強い。

(田村委員)

決して値上げに反対ではないが、観光客からの入湯税が充当されているおかげでこの金額になっているということを、しっかり町民にアピールしてもらいたい。

(勝俣委員)

前回改定時は、住民にも旅館等にも周知が徹底されておらず、結局、私達収集業者が説明する部分があったため、収集業者が値上げしたと誤解されないように町から周知を徹底してもらいたい。

(2) 改定額の妥当性について

以下の審議を経て、改定額は30円が妥当と判断されたもの。

【 審議内容 】

(藤原委員)

資料3-1を見ると令和元年度から4年度までの平均が大体29.7円、令和5年も踏まえると34.6円ということで、事務局の29円から34.6円の間で審議いただきたいという提案は概ね妥当と考える。令和5年度は焼却炉の長期休止等のイレギュラーがあり、処理経費が突出して高くなっているため直ちに34.6円は難しいが、一方で、令和元年度から4年度の平均を見ると、処理経費から減価償却費、入湯税充当額を除いた金額は29.7円であり、そういった意味からも29.7円から34.6円で検討していくのがよいと考える。

(田村委員)

湯河原町、真鶴町の40円というのはいつからか？

(環境課主任主事)

令和7年4月1日からである。

また、持込料全量が40円ではなく、50キロを超えたところから40円かかってくる。

(田村委員)

それだと湯河原町、真鶴町の40円というのは参考にしにくい。

(小林会長)

他の自治体での処理経費の考え方としては、原価に対して7割くらいの負担ということがよくあり、もちろん箱根町は入湯税分の控除が含まれるため、それらを控除した金額に対してということになるが、

その辺を考慮すると 30 円程度というのが現行の 18 円と比較すると、妥当な金額になり得る。

令和 8 年度以降のコストはまだ皮算用の範囲で諸々まだ含めていない金額であり、全体として処理経費は上がる傾向にあるということを考えれば、踏み込んで 34 円とも考えられるが、実際は厳しいところがある。令和 8 年度以降のコストが明らかになってから、改めて見直すなり議論を始めても十分間に合うと思うので、現状では 30 円程度が望ましいと考える。

(太田委員)

新税が数年後に始まる。そうすると税の収入が増える。このごみに関する経費にも、割り当てがいく。来年の春に改定される新しいごみ処理手数料は、新税があっても当然変わらないということは、新税を踏まえた考え方をしておかないといけない部分もある。財政が厳しいのはわかるが、我々の業界としてはその新税が非常に頭にある。そうすると、今のタイミングで 30 円と言われてもという感じがしてしまう。

(環境整備部長)

現在の金額 18 円を算出したときの根拠としては、総処理経費から収益を除いた金額が大体 34.4 円で、それを現在は 18 円にしているが、ごみ処理手数料から賄っているのは実質 52% くらいの割合であり、残りの 48% くらいは町税や入湯税となっている。今回料金改定を進めたとしても、やはり税金負担というのは生じてくるため、それに関しては今後、新税をどのように充てていくか新税の使い途について、新税の方で議論が始まると思っている。ごみ処理手数料で 100% ごみ処理に必要な経費が賄われているわけではないため、その部分が今後の検討材料になっていくと捉えている。

(藤原委員)

私は日本の廃棄物処理施設の整備及び運営の低コスト化について、この数年、研究会を企画したり産官学の先生方と検討を行っているが、建設費も運営費も非常に高騰している状況で、特に施設建設費は 20 年前の約 4 倍近くなっており、スケールメリット等があるため一概には言えないが、以前なら 100 トン程度のごみ処理施設は約 50 億円で建てられたが、現在は 200 億円くらいの施設も出てきています。燃料費や薬剤費も高騰しており、設備装置等も単価が高くなったことで、結局、維持補修費も高くなってしまいトータルコストが非常に上がっている。これをどうやって下げていくかという研究なのだが、なかなか先が見えない。何事においてもそうだが 1 度上がったものは下げるのが難しい。そういった状況を鑑みるとごみ処理費用も今後下がっていくことが見えにくく、やはりそれなりに上がっていくことが否めないという中で、先ほど新税の話もあったが、やはり現時点ではなかなか読めないため、その辺はこのような検討を段階的にしていくとよいのではないかと。私意が入っているため、必ずしも 10 年先、20 年先にそうなるかはわからないが、現状では、今後のごみ処理経費が下がっていくという予想はできない。

(田村委員)

私は飲食店をやっているが、ごみを出すときは大体 70 リッターか 90 リッターが 4 袋から 5 袋は出る。それだけの金額がごみを捨てるのにかかっている、70 リッターで考えると 150 円ぐらいいきなり値上がるとなると、つらいなというのが心情。すぐに価格転嫁はできないため全部飲み込むが、そうすると月

2 万から 3 万くらい上がってくるため段階的に上げてもらえるありがたい。

(太田委員)

旅館・ホテル業界全てではないと思うが、ごみ減量化の努力が足りないというところは自覚している。ただ、日本人はしっかりごみを分ける、持ち帰るが、インバウンドのお客様はなかなか難しく、日本人との割合を考えると、ごみの減量化にかける手間隙が追いつかない。現状に合わせた旅館・ホテルのごみ減量化に対しての勉強会、そういったものがまだまだ足りていない。

(小林会長)

新税と入湯税を含めてだと思うが、今後の税金の使われ方、充当のされ方というのもおそらく議論の中に入ってくるだろうと思う。その一方で、総処理経費から収益を引いた金額、入湯税など一切控除しない金額を見ると 55 円程度、50 円程度だとしても 30 円だと約 6 割程度の負担である。先ほどお話した通り 7 割くらいの事業者負担というような最近の傾向を考えると、やはりまだ少し足りないと思われるが、そこは入湯税が充当されていって 7 割くらい、そういう計算になると考えられる。

藤原委員からお話があったとおり、今後はますます経費が上がっていく。当然処理コストも考慮してそれを税収でどう賄っていくのか、その辺も今後おそらく議論しなければならない。そこでまたさらに改定しなければならないというような議論も出てくると思うが、現状このタイミングでどこまで上げるべきかという金額をスパッと出すのは、なかなか難しい。提案のあった 29.7 円から 34.6 円という範囲の中で、現行の計算方法をベースにして考え、今後の高騰分と税金による充当分が相殺されるとすると、30 円が妥当な金額と考えられるがいかがか？

(田村委員)

提案ですが、大手は企業努力でごみの減量化をやっているが、やはり中小事業所というのは、どうしても日々の忙しさに追われてしまっているためごみの減量化が難しい。現状、ごみの減量化をするには分別作業のために 1 人 2 人増員しなければならず、そうすると多くの人件費がかかってくる。

その中でも減量化の成果の見える化ができれば、前年同月で何キロ減りましたというようなデータが出るとスタッフもやる気が出る。何かみんなで知恵を出し合い、ごみ減量化のデータを公表して、箱根町の連合会の新年会で表彰するとか、何かそういう取り組みができればよいと思う。

(環境整備部長)

田村委員さんがおっしゃられたことで、我々が今できていないことが事業者ごとのデータ収集である。その辺りの方法については、今のご意見を踏まえ情報収集し、例えば年に 1 回行っている美化大会のごみ減量貢献者表彰等に結びつけていけるよう、町としても考えさせていただきたい。

(小林会長)

ごみ減量化に向けた取り組みでこういったものが比較的やりやすいとか、こういった事業所向けの提案を行ったものがありますとか、これならできますとかやってみませんかとか、そういった情報の提供があるとよい。町の負担にはなるだろうが、この辺の取組も必要になってくると思う。要はコストを高くすればごみは減るだろうというそんな乱暴な議論ではなくて、コストは上げるが減量化に努めていた

だくために、こういう情報も提供しますということも同時でやっていかなければ、実際にごみは減っていかない。

(3) 改定の時期について

以下の審議を経て、改定の時期は令和8年4月1日が妥当と判断されたもの。

【 審議内容 】

(田村委員)

町の想定は令和8年度からだったと思うが、9月くらいか？

(小林委員)

4月である。

(藤原委員)

事業所としても途中からというよりはキリが良いのではないか？

(田村委員)

そうですね。

(齊藤委員)

今回はどれくらいの周知期間を設けたのか？

(環境課主任主事)

半年程度と思われる。今回この審議会で例えば令和8年4月からというご意見をいただいた場合、9月の議会にかける。そこで4月から改定として条例が可決されると、前回と同じく半年の周知期間が設けられると想定している。

(田村委員)

9月議会で持ち越しとなった場合は、4月は難しいということか。

(環境課主任主事)

いつ議決されるかによるが、審議会で「半年程度の周知期間を設けること」というご意見をいただいた場合、議決が1ヶ月2ヶ月と遅れてきてしまうと、それによって周知期間が短くなるため4月改定というのは難しくなる可能性がある。

(田村委員)

周知期間は長ければいいというものではなく、インパクトが大事。半年後にやるとなれば緊急性を感じるが、これが1年後2年後からとなると、まだ先の話とを感じる。そうするとやはり半年ぐらいのスケジュールの方がよい。

(小林会長)

町の方からはどのようなアナウンスをするのか？広報的なものやホームページか？

(環境課主任主事)

ホームページや広報、場合によっては各種団体の方から説明会の要望があれば対応する。周知期間というのは値上げのお知らせと併せて、事業系のごみ袋を新しく作り替えたり、ごみの出し方と分け方ガイド等の改訂の必要もあるかもしれないため、そういったところの作業時間も合せて半年間いただきました。

いと思う。

(小林会長)

半年で大丈夫か？

(環境課主任主事)

前回と同程度あれば可能と思われる。

(勝俣委員)

前回のスケジュール感で私達は大変な目にあったから、そこら辺は考えてもらいたい。

(小林会長)

前回のアナウンスの反省点や問題点をクリアした上で、十分な期間をとらないとやはり混乱をきたす。町としてもマンパワーが厳しいかもしれないが、ぜひやっていただくということが多分このスケジュール感であれば前提になる。もちろんそれも議会によるところがある。

不確定要素があるため必ずしもということではないが、審議会の方では、令和8年度4月が改定の時期としては妥当と判断させていただいてよろしいか？

(小林会長を除く委員)

はい。

4 その他

事務局から2点の事務連絡あり

5 閉会

以上